#### 免許法認定講習通信教育講座 -聴覚障害教育領域-

聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 聴覚障害教育における指導の実際 (幼稚部)



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:宇野 宏之祐)

1



みなさん、こんにちは。独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所の宇野宏 之祐です。

これから「聴覚障害教育における指導の実際(幼稚部)」について説明します。

# 本講義のポイント

- 1. 特別支援学校幼稚部の教育に関わる基本的事項について理解する
- 2. 理解した基本的事項を踏まえ、特別支援学校(聴 覚障害)の幼稚部における教育の実際について知り、 聴覚障害教育の理解を深める

2



本講義のポイントは次の二つです。

一つ目は、特別支援学校幼稚部の教育に関わる基本的事項について理解することです。

二つ目は、理解した基本的事項を踏まえ、特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部に おける教育の実際を知り、聴覚障害教育の理解を一層深めることです。

## 本講義の内容

- I. 特別支援学校幼稚部の基本
- Ⅱ. 幼稚部教育の基本事項
- Ⅲ. 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
- Ⅳ. 幼稚部教育の実際
- V. まとめ

3



本講義では、特別支援学校幼稚部、特に聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校の幼稚部において留意すべき内容について説明します。

まず、特別支援学校幼稚部全般の基本について確認した後、特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部における教育の基本事項について説明します。

そして、幼稚園教育要領並びに特別支援学校幼稚部教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について説明します。

さらに、幼稚部教育の実際について具体例を交えながら説明します。

最後に、本講義を総括してまとめます。

# I. 特別支援学校幼稚部の基本

4



それでは、聴覚障害教育における幼稚部の指導の実際に関わる理解を進めるために、まず、特別支援学校の幼稚部全体に関わる基本的事項について説明します。

# I. 特別支援学校幼稚部の基本

#### 1. 幼稚部の目的

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、<u>幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を</u> 方服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法 第72条

5



学校教育法72条に規定されているとおり、特別支援学校の目的は、小学校や中学校、高等学校と同様に、幼稚園に準ずる教育を行うことと、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することです。

## I. 特別支援学校幼稚部の基本

#### 2. 幼稚部における教育の目標

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や特性 及び発達の程度等を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育 の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育 成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服 し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、 心身の調和的発達の基礎を培うようにすること

(特別支援学校幼稚部教育要領第1章第2)

6



学校教育法第72条に基づき、特別支援学校幼稚部教育要領に示されている幼稚部における教育の目標をスライドに示しました。

幼稚園教育の目標と、障害への対応の二つの目標達成に努めることが示されています。

全国聾学校長会が令和2年7月に発行した「聴覚障害教育の現状と課題」によると、全国には、聴覚障害教育部門を含む特別支援学校(聴覚障害)は、私立学校2校と、分校・分教室を含めて全国に103校ありますが、そのうち98校に幼稚部が設置されています。

特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部に関わる知識を有することは、幼稚部を担当する教員はもとより、他学部を担当する教員にとっても、後述する学部段階間・学校段階等間の円滑な接続のため重要となります。

7



この章では、幼稚部教育の基本事項の中から、聴覚障害のある幼児に対して特に留意すべき基本事項について説明します。

### 1. 幼児期の特性

(1)幼児期の生活

生活の場の広がり(家庭中心の生活から家庭の外へ) 他者との関係の広がり(自我の発達の基礎) 興味や関心の広がり

安心して過ごすことのできる生活の場の用意他の幼児や教師との言葉による対話の重視

8



幼児期は、親しい人間関係中心の家庭生活から、幼児の世界がより広い世界へと広がり始める時期です。保護者や周囲の大人との愛情ある関わりの中で、見守られているという安心感に支えられながら、幼児の行動範囲は家庭の外へと広がりを見せ始めます。そして、いろいろな場所に出掛けて行き、そこにある様々なものに関心が広がり、それにつれて幼児の生活の場も次第に広がっていきます。幼稚園や特別支援学校の幼稚部の生活は、幼児が家庭から離れて、同年代の幼児と日々一緒に過ごす初めての集団生活です。こうした集団生活の場においては、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活とは異なり、自分一人でやり遂げなければならないことや解決しなければならないことに幼児が対峙したり、その場におけるきまりを守ったり、他の人の思いを大切にしなければならない場面に遭遇したりするなど、今まで過ごしてきた家庭生活とは違い、自分の意思をそのまま通すことができない状況が多々生じる環境で生活することになります。幼児は、こうした幼稚園や幼稚部での生活を通じて、様々な出来事や暮らしの中の文化的な事物や事象、多様な人々との出会いや関わりを通して、必要な体験を積み重ねていくことになります。

また、幼児は他の幼児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第に関わりを求めるようになります。初めは、同年代の幼児がいると、別々の活動をしながらも同じ場所で過ごすことで満足する様子が見られますが、やがて一緒に遊んだりしながら、次第にコミュニケーションを深め、物のやりとりをしたりするなどの関わりをもつようになります。そして、時には自己主張のぶつかり合いや友達と折り合いを付ける体験を重ねながら友達関係が育まれ、深まっていきます。幼児は、こうした対人関係の広がりの中で、今までの自分のイメージにない世界に出会うこととなります。同時に、幼児は、友達との関わりを通して様々な感情を体験していくことになります。具体的には、友達と一緒に活動する楽しさや喜び、自己主張のぶつかり合いによる怒り、悲しさ、寂しさなどを味わう体験を積み重ねることによって、次第に、相手も自分も互いに違う主張や感情をもった存在であることに気付き、その相手も一

緒に楽しく遊んだり生活したりできるよう自分の気持ちを調整していくなど、自我の 発達の基礎がつくられていきます。

生活の場の広がりや対人関係の広がりに伴って、幼児の興味や関心は生活の中で様々な対象に向けられて広がっていきます。幼児は、同年代の幼児の行動に影響されて行動を起こしたり、保護者や教師などの親しみをもっている大人の行動を模倣し、同じようなことをやってみたりしようとするなど、他の幼児の存在や教師の言動が、重要な意味をもって幼児に影響を与えることとなります。

#### 1. 幼児期の特性

(2)幼児期の発達

心身の諸側面が相互に関連し合いながら発達 発達を促すためには能動性の発揮が必要 興味や関心に応じた刺激が得られる応答性のある環境が必要

幼児と周囲の大人との信頼関係の構築 人も含めた幼児を取り巻く環境の重視

9



幼児期の特性として、幼児の心身の諸側面それぞれが独立して発達するものではありません。幼児が友達と体を動かして遊びを展開するなどの中で、それぞれの側面が相互に関連し合い、発達が促されていきます。

また、人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働き掛けようとする力をもっています。幼児期には、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて意味を理解していくことが大切です。こうしたことを踏まえ、幼児教育においては、遊びを中心とした生活の中で、幼児自身が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くことや、必要感をもてるよう、環境を整えることが重要になります。幼児教育では、幼児の能動性が十分に発揮されるような対象や時間、場などを用意することが必要であり、とりわけ、そのような幼児の行動や心の動きを受け止め、認めたり、励ましたりする保護者や教師などの大人の存在が大切になります。ここでいう環境とは、人も含めた幼児を取り巻く環境全てを指します。幼児が他者から発せられた言葉を通して思考し様々な発達が促されることを踏まえ、聴覚障害教育においては、教師は言葉のもつ重要性に留意しながら幼児に関わることが大変重要になります。

- 1. 幼児期の特性
- (3)幼児期における一人一人の発達の特性に応じた指導
  - ・幼児の発達の姿は、大筋で見れば、どの幼児も共通した 過程をたどるが、一人一人に目を向けると一様ではない
  - ・幼児の内面を理解し、その独自性を大切にしながら、 一人一人に応じた指導を行うことが必要
  - ・集団生活の中で、幼児が互いに影響し合うことを通して、 一人一人の発達を促す

幼児一人一人の発達の特性を理解 一人一人の発達の特性を活かした集団づくり

10



幼児の発達の姿は、大筋で見れば、どの幼児も共通した過程をたどると考えられます。しかし、幼児一人一人をそれぞれ独自の存在として見てみると、その発達の姿は必ずしも一様ではありません。幼児一人一人の家庭環境や生活経験は異なっており、一人一人の人や事物への関わり方、環境からの刺激の受け止め方は異なります。幼児はその幼児らしい仕方で環境に興味や関心をもち、環境に関わろうとします。学齢期の児童生徒と違い、幼児期においては、幼児一人一人の違いは大変大きいため、聴覚障害の有無に関わらず、幼児教育の前提として、幼児一人一人の発達の特性(その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など)を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切です。

#### 1. 幼児期の特性

- (4)障害の状態等に応じた指導
  - ・障害のある幼児の発達は、障害の種類や、障害の状態や 特性及び発達の程度と深く関わっている場合が多い
  - ・現在の発達がどの程度にあるのかを把握し、発達の状態に関与している原因を明らかにする
  - ・将来の見通しをもった計画を立て、一人一人の幼児の 障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた指導が 十分行われるようにする

#### 障害による学習上又は生活上の困難を把握

11



さらに、特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部には、聴覚障害のある幼児が在籍していますので、障害の状態等に応じた指導を行うことが必要です。

障害のある幼児の発達は、障害の種類や、障害の状態や特性及び発達の程度等と深く関わっている場合が多く見られます。このため、教師はこの点に十分留意し、現在の幼児の発達がどの程度にあるのかを把握するとともに、その発達の状態に関与している要因を明らかにする必要があります。その上で、将来の見通しをもった計画を立て、一人一人の幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた指導が十分に行われるようにすることが大切です。

前のスライドでも説明したように、障害の有無に関わらず、幼児期の発達の特性として、一人一人の発達の様子には大きな違いが見られます。幼稚部においては、教師は幼児一人一人に目を向けながら、発達の課題が幼児期の発達の違いによるものなのか、聴覚障害による困難さに由来するものなのかについて、適切に捉えることが必要です。

- 2. 幼稚部における生活
- (1)同年代の幼児との集団生活
- (2)適切な援助を行う教師とともに生活する場
- (3)適切な環境が用意された場

教師や他の幼児と伝え合う経験の重視 発達に必要な体験が得られる環境構成

12



先ほどのスライドでも示したように、幼児期は自然な生活の流れの中での直接 的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎を培う時期です。

特別支援学校幼稚部の生活においては、幼児や多数の同年代の幼児と関わり、 気持ちを伝え合い、時にはぶつかり、時には協力して活動に取り組むなどの多様 な体験をします。こうした体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活す る楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていきます。特別支援 学校(聴覚障害)幼稚部に在籍する幼児には聴覚障害があることから、互いの意思 が十分伝え合えない場合があることや、理解が十分ではない場合があることなどを 教師は踏まえ、教師と幼児、そして幼児同士が伝え合う経験を重視し教育活動を 展開することが重要になります。

また、幼稚部における生活においては、一人一人の幼児が発達に必要な体験を得られることが大切です。そのためには、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等や生活の流れなどに即して、教師が幼児の活動にとって適切な環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションが促されるよう、伝え合う経験を重視して教育活動を展開することが大切です。

さらには、幼稚部においては、教育的な配慮の下に幼児が友達と関わって活動を 展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間、幼児 が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されて います。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して、一人一人の幼児 の発達を促していくことができるよう、環境を構成することが必要です。

- 3. 幼稚部の教育において育みたい資質・能力
- (1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、 できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2)気付いたことや、できるようになったことなどを使い、 考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする 「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3)心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする 「学びに向かう力、人間性等」

13



今回の特別支援学校幼稚部教育要領の改訂により、特別支援学校の幼稚部においては、生きる力の基礎を育むため、スライドに示した三つの資質・能力を一体的に育むよう努めるものとされました。この三つの「育みたい資質・能力」は、幼稚園教育要領に示されているものと同じものです。

- 4. 幼稚部のねらい及び内容
- (1)幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずる
  - ・心身の健康に関する領域「健康」
  - ・人との関わりに関する領域「人間関係」
  - ・身近な環境との関わりに関する領域「環境」
  - 言葉の獲得に関する領域「言葉」
  - ・感性と表現に関する領域「表現」
- (2)幼児の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」

14



特別支援学校幼稚部の教育のねらい及び内容については、幼稚園に準ずるねらいと内容、内容の取扱いに加え、幼児の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた自立活動の指導に関わるねらいと内容、及び取扱いとなります。 なお、ここで言う「準ずる」とは、原則として同一であるということを意味していますが、その取扱いに当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮する必要があります。

- 5. 幼稚部の教育課程編成上の基本事項
- (1)幼児の生活を通して「健康」「人間関係」「環境」「言葉」 「表現」を総合的に指導
- (2)自立活動の指導を他の領域と関連を図りながらの総合的 な指導や、自立活動の内容に重点を置いた指導など、計 画的、組織的に指導
- (3) 毎学年の教育課程に係る教育週数は39週を標準
- (4) 幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準
- (5)指導計画の作成・評価、指導の改善
  - ・教育課程に基づく組織的・発展的な指導計画
  - ・一人一人の幼児の実態に基づく個別の指導計画

15



幼稚部における教育の領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校や小学部の教科とは異なり、自立活動の内容に重点を置いた指導は別として、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いはしません。領域のねらいと内容の取扱いに当たっては、このような幼稚部における領域の性格とともに、自立活動以外の領域の意義を理解し、各領域の内容の取扱いと幼児の発達を踏まえた適切な指導が行われるように教育課程を編成する必要があります。

なお、この後説明する「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく教育活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚部修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には考慮しながら指導することが必要です。

また、幼稚部の毎学年の教育課程に係る教育週数は39週が標準とされており、 幼児の障害の状態や特性及び発達の程度を考慮して適切に定める必要がありま す。

さらに、幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とし、幼児の 障害の状態や特性及び発達の程度等や季節などに適切に配慮する必要がありま す。

なお、編成した教育課程に基づき、調和のとれた組織的かつ発展的な指導計画を作成するとともに、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うことが大切です。そしてその際には、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じた効果的な指導を行うため、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成するとともに、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めることが重要です。

### 6. 幼稚部の日課(A校4歳児の日課の例)

	月	火	水	木	金	
10:00	登校・補聴器点検・自由遊び					
11:00		朝の活動				
12:00	散步	表現(リズ ム)遊び	合同遊び	表現(制作) 遊び	表現(運動) 遊び	
	お弁当					
13:00	自由遊び					
	絵本・えにっき・帰りの会					
14:00	下校・個別指導・保護者との懇談					

16



ある特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部4歳児の日課について例示します。

A校では、朝、幼児が登校すると、補聴器の電池の残量や故障の有無について確認するとともに、予備の電池の有無についても保護者に確認する時間を設定しています。

また、登校や下校時には、手洗いやうがい、衣服の着脱や持ち物の整理など、身の回りことを少しずつ自分の力でできるよう、教師は幼児に対して励ましの言葉掛けをしたり、視覚的な手掛かりを用いて適宜援助したりしながら、生活上の自立や精神上の自立を意図的に促す働き掛けをしています。

### 7. 幼稚部の行事(B校の年間行事の例)

月	主な行事
4	始業式·入学式 新入生歓迎会
5	避難訓練 春の遠足
6	運動会
7	七夕会 終業式
8	夏休み
9	始業式 夏休み作品展

月	主な行事	
10	秋の遠足	
11	学習発表会	
12	もちつき会・クリスマス会 終業式	
1	始業式 交通安全教室	
2	まめまき	
3	ひなまつり・お別れ会 修了式	

\*B校では、上記のほか、毎月1回、誕生会を合同行事として実施している。



B校では、スライドに示した遠足や季節に関わる行事を3歳から5歳の合同行事として年間行事に位置付けています。

行事の具体的な扱い方については、幼児の発達の段階や実態によって違いがあることから、教員間で事前に打合わせを行い、保護者とも連携しながら、ねらいに応じて、学級や学年での扱い、合同の扱い、個別の扱いを計画的に進めています。

- 8. 家庭や関係機関等との連携
- (1)家庭や地域社会との連続性を重視
- (2)専門の医師等との連携協力
- (3)早期からの教育相談との関連を留意
- (4)特に3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、 生活のリズムや安全面に十分配慮
- (5) 個別の教育支援計画等を活用した就学先等との連携
- (6)日本語の音韻意識を身に付け、文字への導入を図るため の「わたりの指導」を重視

18



幼児の生活は、幼稚部だけではなく、家庭や地域社会と連続的に営まれています。幼児の家庭や地域社会での生活経験が幼稚部において教師や他の幼児と生活する中で、さらに豊かなものとなり、幼稚部における生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児の望ましい発達が促されていきます。

とりわけ家庭との連携に当たっては、保護者懇談といった特別な場を設定するだけでなく、連絡帳等の活用や日常的に保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を意図的に設定したりすることなどを通じて、保護者の幼児期の教育や障害に配慮した教育に関する理解が深まるように配慮することが大切です。

また、幼稚部入学に当たっては、乳幼児教育相談などでの早期からの教育相談と関連を図り、円滑な入学後の生活に結び付けるよう留意することが大切です。とりわけ3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、幼児一人一人の発達を考慮しながら、生活のリズムや安全面に十分配慮して指導を行うことが必要です。

自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図る必要があります。特に、聴覚障害のある幼児については、医師からの聴覚障害に関する指示事項や、言語聴覚士等による指導内容、人工内耳のマッピング(調整)の変更に関わる情報などは、実態の的確な把握に基づいた指導を行うための重要な情報になります。また、こうした関係機関にとっても、学校での幼児の様子などが重要な情報となることがありますので、保護者の了解を得た上で、関係機関相互の連絡・連携を密にすることが大切です。

さらには、障害のある幼児の場合、幼稚部修了後の就学先において、対人関係 や一日の生活の流れといった環境の変化などにより、新たな学習上又は生活上の 困難が生じたり、困難さが変化したりする場合があります。そのため、個別の教育 支援計画等を活用し、本人、保護者を含め、専門の医師やその他の専門家との連携協力を図り、当該幼児についての教育的ニーズや指導や支援の方法等を整理 し確実に引き継ぐなど、就学後の学びの場との円滑な接続に生かしていくことが重要です。

特に聴覚障害のある幼児にとっては、日本語の音韻意識を身に付け、文字への導入を図るための「わたりの指導」を重視し、小学部や小学校以降の教科学習に円滑に接続できるよう留意した指導が大切になります。

19

この章では、今回改訂された幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領に新たに示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について説明します。

#### 1. 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

#### 2. 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、 しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考え たり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を 味わい、自信をもって行動するようになる。

20



幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領では、幼稚園及び幼稚部のねらい並びに内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の、幼稚園修了時・幼稚部修了時における具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目として示されています。この「10の姿」は、特に5歳児後半に見られる幼児の姿として参考にしながら、5歳児はもとより、3歳児や4歳児の時期からも、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を行う際に考慮するものとして示されたものです。幼稚部は幼稚園教育に準ずる教育を行う場となりますので、幼稚部においても、この「10の姿」に留意し、教育活動を行う必要があります。

なお、この「10の姿」は、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに、十分留意する必要があります。

スライドに「10の姿」を示しましたので、参考にしてください。

まずは、健康な心と体、自立心についてです。

幼児期の終わり頃の幼児の姿として、スライドに示したような生活上・精神上の自立が見られるようになります。

#### 3. 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、 充実感をもってやり遂げるようになる。

#### 4. 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが 分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感し たりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きま りを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折 り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするように なる。

21

次に、協同性、道徳性・規範意識の芽生えについてです。

幼児期の終わり頃の幼児の姿として、友達との共同生活の中で、ルールを守る 大切さが分かり、ルールを自分から守ろうとする姿が見られるようになったり、時に は友達とぶつかっても、折り合いを付けて生活していこうとする姿が見られるように なったりします。

#### 5. 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、学校内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

22



次に、社会生活との関わりについてです。

家庭生活を基盤としながら幼稚部という学校生活で育ってきた幼児の姿として、 幼児期の終わり頃には、より広く学校内外の様々な環境を自ら取り入れ、社会生 活を意識しながら生活しようとする姿が見られます。

#### 6. 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

23



次に、思考力の芽生えについてです。

幼児期の終わり頃の幼児の姿として、スライドに示したように、小学部段階・小学校段階での、教科学習における主体的・対話的で深い学びにもつながる姿が見られるようになります。

#### 7. 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じとり、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏怖の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

24



次に、自然との関わり・生命尊重についてです。

スライドに示した幼児期の終わり頃の幼児の姿は、小学部・小学校段階以降の教科学習に向けた学びの自立にもつながるものです。

- 8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ 体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの 必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつよう になる。
- 9. 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

25



次に、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合いについてです。

言葉による伝え合いについては、手話等を活用して十分に伝え合う経験を重ねることはもとより、初期の読みの発達が文字を音に変換する音韻的処理能力と強く関連していることを踏まえ、幼児期に音と文字との対応関係を身に付けられるよう指導することが大切です。

特に手話によるコミュニケーションを主としている幼児に対しては、日本語への意識を高め、その有用性に気付けるよう、手話での表現を時には指文字や文字、音声などで表現するよう促すなど、手話と日本語との対応などに配慮したコミュニケーションを重視することが大切になります。

#### 10. 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

幼稚部における教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学部における教育又は小学校教育が円滑に行われるよう、小学部又は小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有する機会を図り、幼稚部における教育と小学部における教育又は小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。(特別支援学校幼稚部教育要領)

26



最後に、豊かな感性と表現についてです。

スライドに示したような幼児期の経験は、小学部又は小学校の学習においても感性を働かせ、表現することを楽しむ姿につながり、学習全般の素地になります。

ここまで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示されている10個の項目 を挙げました。

これらの幼児の「姿」は、小学校や特別支援学校小学部での学校生活に繋がるものであり、後述する学部段階及び学校段階等間の円滑な接続のためにも、教師が理解しておくべきものと言えるでしょう。幼稚部教育要領に示されているように、特別支援学校においては、幼稚部や小学部それぞれの教員が共通理解を図られるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基にしながら授業研究を行ったり、情報交換したりすることが、幼稚部と小学部との円滑な接続につながります。

# Ⅳ. 幼稚部の教育の実際

27

次に、幼稚部における教育の実際について、具体例を交えながら説明します。

### Ⅳ. 幼稚部の教育の実際

#### 1. 聴覚障害に留意した適切な指導

聴覚的な情報が獲得しにくいため、特に言葉の習得が困難になりやすいことを踏まえ、以下を留意した指導を行うことが必要

- 早期からの教育相談との関連を重視
- ・保有する聴覚や視覚的な情報などを十分活用して言葉の習 得と概念の形成を図る
- ・言葉を用いて人との関わりを深めたり、日常的に必要な知識を 広げたりする態度や習慣を育てる。

28



聴覚障害のある幼児については、聴覚的な情報を獲得しにくいため、特に言葉の習得が困難になりやすい傾向があります。また、言葉の習得には、言葉の背景となるイメージ等の概念の形成が大切となりますが、そのためには豊かな経験が必要となります。そこで、幼稚部においては、早期から幼児が保有する聴覚などを十分に活用して興味や関心をもって取り組むことができる遊びを創意工夫し、様々な経験を積ませながら、言葉の習得及び概念の形成を図ることに重点を置いた指導を進めることが大切です。

言葉は人と人との関わり合いの中で身に付くものです。幼児の初期のコミュニケーションが身振りや指差しなどの手段を活用しながらの伝え合いであっても、その中で少しずつ言葉も使われるようになります。やがて幼児は、習得した言葉を用いて日常生活に必要な知識を広げ、いろいろな場面で物事を考えたり、行動したりできるようになります。

なお、こうした指導を効果的に行うためには、早期からの教育相談との関連を重視し、人とのコミュニケーションの基礎を形成することや、言葉の習得と言語概念の 形成を図ること、言葉を用いて人との関わりを深めることなどを留意し指導を行うことが大切になります。



スライドに幼児と教師が折り紙で遊んでいるイラストを掲載しました。折り紙を半分に折ろうとしている幼児に対して、教師が幼児に向けて「はしと はしを ぴったりかさねて」と言葉掛けをしています。

例えば幼稚部の活動において「おりがみあそび」をしていた際に、正方形の折り紙を二つに折って三角形を作る場面を例にすると、見本を視覚的に見せるだけではなく、教師の言葉掛けとして「はし」と「はし」とを「ぴったり」「重ねて」などのように、言葉と行動の対応関係を、実際の遊びの中で意図的に言葉を用いながら指導することが考えられます。

当然、こうした言葉掛けを行う前提として、「端(はし)」の概念があるかや、日本語の言葉として理解しているかなどについて、幼児の実態把握を行った上で、教師が投げ掛ける言葉を精選することが大切です。

### Ⅳ. 幼稚部の教育の実際

### 2. 言葉の指導を行う場合の留意事項

- (1)保有する聴覚の最大限の活用
- (2)よく分かる状況の中での様々な手段を用いた気持ちのやりとり
- (3)興味や関心のある経験に即した主体的な言葉の獲得
- (4)生活場面に即した適切な言葉掛け
- (5)言葉と意味を結び付けることによる言葉の習得
- (6)読話の力の育成
- (7)発音・発語の指導による言葉を表出する力の育成
- (8)習得した言葉を用いて知識を身に付けたり、考え行動できた りする力の育成
- (9)言葉による思考力の育成

30



幼稚部では、言葉の習得と概念の形成を図る指導や言葉を用いて人との関わり を深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てることに重点 が置かれます。

聴覚に障害のない子供であれば、身の回りとの人々との日常的な関わりの中で、 様々な言葉を自然に身に付けていくことができますが、聴覚に障害のある子供が 話し言葉を習得することには、困難が伴う場合があります。

そのため、より一層日々の関わりを大切にしながら、心情的につながりのある保護者や教師との間で、豊かな言葉のやり取りを行うことが必要になります。こうした指導を行うため、特別支援学校幼稚部教育要領には、聴覚障害のある幼児への指導に対して「言葉の指導を行う場合の留意事項」が示されています。例えば9番目の「言葉による思考力の育成」については、「単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりする」など、言葉を用いて思考する機会を指導場面で意図的に設定する必要があります。

これらの留意事項を踏まえ、特に幼稚部においては、早期から補聴器や人工内耳を装用して、最大限に聴覚活用を図ることを基本とするとともに、表情や身振りなども含む多様な手段を幼児の実態や場面、状況等に応じて適切に活用し、日本語の習得につなげていくことが大切になります。



スライドには、ある幼稚部の自由遊びで起きた出来事をイラストとして掲載しました。

3歳児の幼児が3人いますが、二人の幼児が「輪投げ」の取り合いをしています。 そしてその横には別の幼児が二人のやりとりを心配そうに見つめています。

こうした「ケンカ」の場面は、特に3歳児ではよくあることです。兄弟(姉妹)喧嘩など、時には家庭生活でもあることですが、他者の思いと自分の思いがぶつかり、ジレンマを感じながらも幼児が自らの言動を調整したり判断し行動したりする経験は、幼児のその後の生活にとって絶好の良い機会となります。

しかし、教師を始め周囲の大人が介入することによって、その場のトラブルは解消したように見えますが、幼児自身の心の育ちやその後の言動につなげるためには、時には大人の介入が、そうした幼児の発達の機会を奪うことにもなるため、こうした「ケンカ」やトラブルの機会を奪わないよう、注意が必要です。

ただし、聴覚障害のある幼児にとって、時には表現できる言葉が不十分であったり、友達の話す内容を十分に理解できなかったりするために、幼児同士の気持ちのやりとりや伝え合いが十分にできていないこともあります。

幼児の思いがある程度満たされ、気持ちがある程度落ち着いた状況になってから、例えばそれぞれの幼児の気持ちや思いを言語化し、「いつも、Aちゃんが遊んでばかりで、ずるい」「ちょっとぐらい貸してよ」「なんで、私の遊んでいるのを取りにくるの?」など、様々な手段を用いながら互いの気持ちを伝え合う機会を設定することも大切です。その際には、当事者だけではなく、友達の「ケンカ」を心配そうに見ていたCちゃんの気持ちや思いについても言語化しながら気付かせ、言葉として確認していく教師の働き掛けも大切になります。

## Ⅳ. 幼稚部の教育の実際

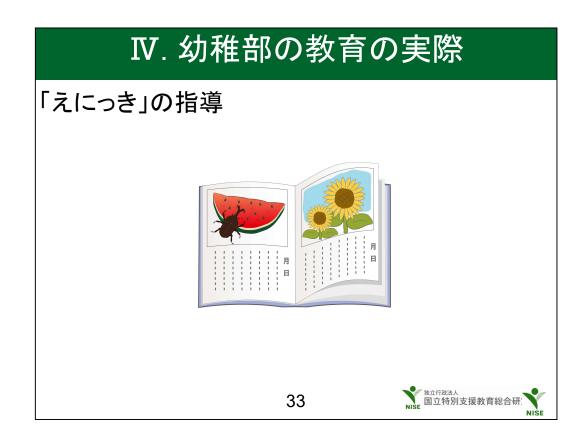
#### 3. さらに留意する事項

- (1)身の回りの事柄に興味や関心をもち、自分から尋ねたり、考えたりできるようにすること。
- (2)日常生活を通して、教師や友達との幅広く豊かな関わりを経験し、それを言葉で表現できるようにすること。
- (3)日常生活の自然な流れの中で、基本的な生活習慣が身に付くように 指導するとともに、生活のルール等に関する理解を図るようにすること。
- (4) 友達との積極的な関わりを通して仲良く遊ぶことの楽しさを味わうとともに、相手の気持ちや立場などを理解する素地を養うようにすること。
- (5)家庭の協力を得るように努めながら、日常生活の全般にわたって言葉の指導を行うよう配慮するとともに、身に付いた言葉を生活の中で活用できるようにすること。

32

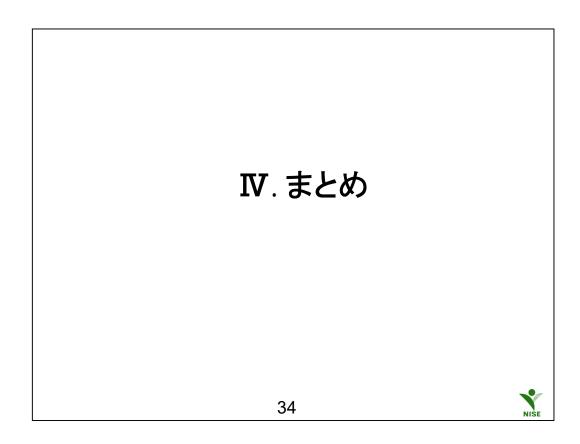


幼稚部においては、聴覚に障害のある幼児の心身の調和的発達を目指しながら 言葉の指導を行うことが重要になりますが、スライドに示したような事柄に留意しな がら、学校教育全体の生活や学習の基盤を培うことができるよう全人的な発達を 促すよう指導を行うことが必要です。



家庭の協力を得るように努めながら、日常生活の全般にわたって言葉の指導を 行うことを重視するため、特別支援学校(聴覚障害)の幼稚部においては、「えにっ き」を用いた指導が行われることがあります。

「えにっき」の指導に統一された方法はありませんが、例えば、家庭で親子が話し合いながら、その日にあった出来事や幼児の心が動いた場面を題材にして絵に表します。そして、さらに適切な言葉(日本語)に置き換えながら、言葉の拡充を図ります。学校では、家庭で書いてきた「えにっき」を題材にして教師と幼児が伝え合ったり、幼児同士で伝え合ったりしながら、発達に応じたやりとりを通して、より確かなコミュニケーションをねらったり、言葉の定着を図ったりします。



それでは、本講義のまとめです。これまで学んできたことを振り返ってみましょう。

### Ⅳ. まとめ

- ・幼稚部は、幼稚園に準ずる教育を施すとともに、自立を図るために必要な知識技能を授ける場である。
- ・幼稚部では、幼児が安心して過ごすことのできる生活の場となるよう環境を整えるとともに、一人一人の発達に応じた関わりに留意しながら、集団生活の中で資質・能力の育成に努める必要がある。
- ・幼稚部の生活を通して「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を総合的に指導するとともに、自立活動の指導を行う。
- •「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識しながら、偏りなく全人的な発達を促していくことが大切である。
- ・聴覚障害により聴覚的な情報を獲得しづらいことを踏まえ、特に言葉の習得に留意した指導を行うことが重要になる。

35



本日の講義をまとめます。

幼稚部は、幼稚園に準ずる教育を施すとともに、自立を図るために必要な知識技能を授ける場です。

また、幼稚部では、幼児が安心して過ごすことのできる生活の場となるよう環境を整えるとともに、一人一人の発達に応じた関わりに留意しながら、集団生活の中で 資質・能力の育成に努める必要があります。

幼稚部の生活を通して「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を総合的に指導するとともに、自立活動の指導を行うことが必要です。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識しながら、偏りなく全人的な発達を促していくことが大切になります。

聴覚障害により聴覚的な情報を獲得しづらいことを踏まえ、特に言葉の習得に留意した指導を行うことが重要です。

# 引用•参考文献

- ・ 全国聾学校長会:「聴覚障害教育の現状と課題」 令和2(2020)年.
- 聾教育研究会:「実践事例集 -幼稚部教育課程資料-」 平成20(2008)年.筑波大学附属聴覚特別支援学校
- ・ 文部科学省:「聴覚障害教育の手引 言語に関する指導の充実を目指して」 令和2(2020)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部·中学部学習指導要領」 平成29(2017)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 総則編(幼稚部·小学部·中学部)」 平成30(2018)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部·小学部·中学部)」平成30(2018)年.
- 文部科学省:「幼稚園教育要領解説」 平成30(2018)年.
- ・ 柳生浩:「わかりやすい 言語指導」 平成10(1998)年.湘南出版社

36



本日の講義の引用・参考文献を挙げましたので、 どうぞ参照してください。

#### 免許法認定講習通信教育講座-聴覚障害教育領域-聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

# 聴覚障害教育における指導の実際 (幼稚部)

#### 終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:宇野 宏之祐)

37



以上で、「聴覚障害教育における指導の実際(幼稚部)」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者: 宇野 宏之祐

読み上げ者: 宇野 宏之祐

